

令和 4 年第 5 回岐阜県議会定例会提出議案の概要（条例その他）

（令和 4 年 1 2 月 2 日）

議第 1 3 3 号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を次のとおり 0. 0 5 月分引き上げる。

※ 期末手当の算定方法：基準日（6 月 1 日又は 1 2 月 1 日）の給料月額× 1. 2 × 支給割合

| 現 行 | 改 定 後 | 備 考 |
|--|--|--|
| 4. <u>1 5</u> 月 （ 6 月：2. <u>075</u> 月 12 月：2. <u>075</u> 月 ） | 4. <u>2 0</u> 月 （ 6 月：2. <u>10</u> 月 12 月：2. <u>10</u> 月 ） | ※令和 4 年度は、12 月期で調整 （ 6 月：2. 075 月 12 月：2. <u>125</u> 月 ） |

（令和 4 年度分は公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から、令和 5 年度分以降は令和 5 年 4 月 1 日から施行）

議第134号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

岐阜県人事委員会の令和4年10月6日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う。

- 1 行政職給料表を改定し、初任給及び若年層の給与月額を平均0.23%（852円）引き上げる。また、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。
- 2 勤勉手当及び期末手当について、支給割合を次のとおり引き上げる。

| 区 分 | 現 行 | 改 定 後 | 備 考 |
|----------------------------|---|---|--|
| 一般職員 (勤勉手当) | 1. <u>90</u> 月 〔6月： <u>0.95</u> 月 12月： <u>0.95</u> 月〕 | 2. <u>00</u> 月 〔6月： <u>1.00</u> 月 12月： <u>1.00</u> 月〕 | ※ 令和4年度は、 12月期で調整 〔6月：0.95月 12月： <u>1.05</u> 月〕 |
| 管理・監督職員 (勤勉手当) | 2. <u>30</u> 月 〔6月：1. <u>15</u> 月 12月：1. <u>15</u> 月〕 | 2. <u>40</u> 月 〔6月：1. <u>20</u> 月 12月：1. <u>20</u> 月〕 | ※ 令和4年度は、 12月期で調整 〔6月：1.15月 12月：1. <u>25</u> 月〕 |
| 任期付研究員・ 任期付職員 (期末手当) | 3. <u>25</u> 月 〔6月：1. <u>625</u> 月 12月：1. <u>625</u> 月〕 | 3. <u>30</u> 月 〔6月：1. <u>65</u> 月 12月：1. <u>65</u> 月〕 | ※ 令和4年度は、 12月期で調整 〔6月：1.625月 12月：1. <u>675</u> 月〕 |
| 会計年度任用 職員 (期末手当) | 2. <u>40</u> 月 〔6月：1. <u>20</u> 月 12月：1. <u>20</u> 月〕 | 2. <u>50</u> 月 〔6月：1. <u>25</u> 月 12月：1. <u>25</u> 月〕 | ※ 令和4年度は、 12月期で調整 〔6月：1.20月 12月：1. <u>30</u> 月〕 |

(1及び2(令和4年度分に限る。))は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から、
2(令和4年度分を除く。)は令和5年4月1日から施行)

議第135号 岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例について

[担当課：法務・情報公開課]

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行う。

1 法の施行に関し必要な事項を次のとおり定める。

(1) 保有個人情報の開示に関する事項

開示決定等は、原則、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

(2) 手数料等

ア 開示請求に係る手数料は、徴収しない。

イ 保有個人情報が記録された文書の写し等の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

ウ 行政機関等匿名加工情報（※）の利用に係る次の手数料を新たに徴収する。

※ 行政機関等が保有する個人情報を個人を識別できないよう不可逆的に加工した情報。行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者から提案があった場合は、これを審査の上、その利用に関する契約を締結して提供

| 手数料の種類 | 手数料の額 |
|---|--|
| 1 新たに行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合に納付する手数料 | 21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額 |
| 2 1の契約を締結した者が、既に利用している行政機関等匿名加工情報の他の事業での利用に関する契約を締結する場合に納付する手数料 | 12,600円 |

(3) 岐阜県個人情報保護審査会への諮問

県の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岐阜県個人情報保護審査会に諮問することができる。

(4) 法の施行状況の公表

知事は、毎年度、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人の法の施行状況について、その概要を公表する。

2 岐阜県個人情報保護条例を廃止する。

3 岐阜県情報公開条例について、所要の規定の整理を行う。

(令和5年4月1日から施行)

議第136号 岐阜県個人情報保護審査会条例について

[担当課：法務・情報公開課]

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政不服審査法に基づき設置する岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

- 1 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、諮問に応じ調査審議すること。
 - (2) 県の機関からの個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問に応じ調査審議すること。
 - (3) 特定個人情報保護評価（※）に関する事項について調査審議し、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人に意見を述べること。
※ 特定個人情報の漏えい等の発生の危険性及び影響に関する評価
- 2 審査会の組織及び委員の服務は、次のとおりとする。
 - (1) 審査会は、委員6人以内で組織する。
 - (2) 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
 - (3) 委員の任期は、2年とする。
 - (4) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 審査会は、諮問庁に対し、保有個人情報の提示並びに保有個人情報に含まれている情報の内容を分類又は整理した資料の作成及び提出を求めることができる。
- 4 2(4)に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項について規定する。
- 6 次の2条例について、所要の規定の整理を行う。
 - (1) 岐阜県住民基本台帳法施行条例
 - (2) 岐阜県行政不服審査会条例

(令和5年4月1日から施行)

議第137号 岐阜県情報公開条例の一部を改正する条例について

[担当課：法務・情報公開課]

個人情報に関する法律の一部改正に伴い、同法に定める不開示情報と岐阜県情報公開条例に定める非公開情報との整合を図るため、所要の規定の整備を行う。

(令和5年4月1日から施行)

議第138号 岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：観光誘客推進課]

旅券法の一部改正に伴い、次の2条例について所要の規定の整備を行う。

- 1 岐阜県事務処理の特例に関する条例
 - (1) 一般旅券の記載事項変更及び切替申請時における現有旅券の確認事務を全ての市町村に移譲する。
 - (2) 一般旅券の査証欄の増補に関する事務の廃止に伴い、当該事務について市町村への権限移譲を廃止する。
 - (3) その他所要の規定の整理を行う。
- 2 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例
 - (1) 旅券法の施行に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

| 手数料の名称 | 手数料の額（1件につき） | |
|------------|--------------|---|
| | 改定前 | 改定後 |
| 十年旅券発給手数料 | 2,000円 | 2,000円。ただし、未交付失効後5年以内の再申請の場合（※）にあつては、4,000円 |
| 五年旅券発給手数料 | 2,000円 | 2,000円。ただし、未交付失効後5年以内の再申請の場合（※）にあつては、4,000円 |
| その他旅券発給手数料 | 2,000円 | 2,000円。ただし、未交付失効後5年以内の再申請の場合（※）にあつては、4,000円 |

※ 申請者が一般旅券の発行の日から6月以内に当該旅券を受領せず、当該旅券がその効力を失った場合において、当該申請者が当該旅券の失効後5年以内に再度一般旅券の発給を申請する場合

- (2) 旅券査証欄増補手数料を廃止する。

(令和5年3月27日から施行)

議第139号 岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例について

[担当課：県産材流通課]

県産材の利用の促進について、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、事業者及び県民の県産材の利用についての理解を深め、もって脱炭素社会の実現、循環型社会の形成及び地域経済の活性化に寄与するため、次のように定める。

- 1 基本理念として、県産材の利用の促進は、次の事項を旨として行われなければならないことを規定する。
 - (1) 森林は、二酸化炭素をその成長の過程で吸収し、及び固定し、並びに木材として住宅、家具等に利用されることで長期にわたり貯蔵することが可能であることに鑑み、将来にわたり継続的に県産材の利用が図られること。
 - (2) 木材は、森林から再生産することが可能な資源であることに鑑み、森林を次世代へ継承するため、持続可能な森林の経営管理が図られること。
 - (3) 林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が本県の経済の活性化に資することに鑑み、県産材の経済的な価値の増加が図られること。
- 2 県産材の利用の促進について、県の責務、森林所有者、事業者及び県民の役割並びに県の市町村への協力を規定する。
- 3 知事は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県産材利用推進計画を定める。
- 4 県産材の利用の促進に関する施策について規定する。
 - (1) 建築物等における県産材の利用の促進
 - (2) 県の建築物等における県産材の利用
 - (3) 県産材を利用する建築物等に関する相談体制の整備
 - (4) 県及び事業者による県産材利用促進協定（※）の締結
※ 事業者による県産材の利用の促進に関する構想及び県による県産材利用促進構想の達成に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定
 - (5) 県産材の安定的かつ持続的な供給の確保
 - (6) 法令に適合して伐採された樹木を材料とする県産材の流通及び利用の促進
 - (7) 県産材及び県産材を利用した木製品の販路の拡大
 - (8) 木質バイオマス（※）の利用の促進
※ 動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するもの
 - (9) 研究開発及び成果の普及

- (10) 林業又は木材産業を担う人材等の育成及び確保
- (11) 建築物等及び木製品に利用された県産材の炭素貯蔵量（※）の認定
※ 木材に貯蔵された炭素の量
- (12) 普及啓発
- (13) 県産材の利用の促進に関する表彰

（令和5年4月1日から施行）

議第140号 はしづめおおし 橋爪大橋上部工事の請負契約について

[担当課：道路建設課]

- 1 契約の目的 公共社会資本整備総合交付金事業橋爪大橋上部工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 680,900,000円
- 4 契約の相手方 篠田・横河特定建設工事共同企業体
構成員
岐阜市金園町3丁目19番地2
株式会社篠田製作所
千葉県船橋市山野町27番地
株式会社横河ブリッジ
- 5 工事の場所 一般県道養老垂井線
養老郡養老町橋爪地内
- 6 工事の概要 橋りょう上部工
延長303.50メートル
幅員9.50メートル

議第141号 華陽フロンティア高等学校本館棟建築工事の請負契約について
[担当課：公共建築課]

- 1 契約の目的 華陽フロンティア高等学校本館棟建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,727,000,000円
- 4 契約の相手方 大日本・協和・共栄特定建設工事共同企業体
構成員
岐阜市宇佐南1丁目3番11号
大日本土木株式会社
各務原市神置町3丁目5番地
協和建設株式会社
岐阜市城東通2丁目21番地2
共栄土木建築株式会社
- 5 工事の場所 岐阜市西鶉地内
- 6 工事の概要 本館棟
鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積5,291.90平方メートル
渡り廊下
鉄骨造2階建
延べ面積387.99平方メートル
鉄骨造2階建
延べ面積92.74平方メートル
自転車置場
鉄骨造平屋建
延べ面積94.09平方メートル

議第142号 徳山ダム上流域の山林の取得について

[担当課：水資源課]

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山536番1ほか29筆
- 2 取得予定面積 1,252,384.84平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、1,224,349.84平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、94,396.14平方メートル））
- 3 所有者 森下富士男ほか13名
- 4 取得予定金額 13,577,167円
- 5 取得の方法 買収

【参考】

今回上程分に係る山林の取得状況

| | 筆数 | 今回の議案に係る土地全体の面積(A) | 持分割合換算面積(B) ((A)に持分割合を乗じた換算面積) | 取得割合 (全取得対象面積約17,700haに対する(B)の割合) |
|----------|-----|--------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 完全取得する山林 | 7筆 | 2.8ha | 2.8ha | 0.02% |
| 持分取得する山林 | 23筆 | 122.4ha | 9.4ha | 0.05% |
| 合計 | 30筆 | 125.2ha | 12.2ha | 0.07% |

↓
既取得割合（93.67%）を加えると、93.74%
（※端数処理のため合計が合わないことがある。）

- ※ { 筆数：今回取得する土地の筆数
完全取得：単独所有山林の取得及び共有山林の共有持分の全部の取得
持分取得：共有山林の共有持分の一部の取得

議第143号 反訴の提起について

[担当課：医療福祉連携推進課]

岐阜県医学生修学資金（※）の返還に当たり利息の支払債務が存在しないことの確認を求めて借受人から提起された債務不存在確認請求事件について、当該利息の支払を求める反訴を提起する。

※ 県内の医師が不足する地域の医療の確保を目的として、将来県内の医療機関に勤務する等の意思のある医学生に対し貸し付ける修学資金。医師免許取得後の一定期間、県内の医療機関で勤務する等の要件を満たした場合に返還を免除

議第144号 指定管理者の指定について

[担当課：地域スポーツ課]

岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場及び岐阜県スポーツ科学センターに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市長良福光大野2675番地の28岐阜メモリアルセンター内
公益財団法人岐阜県スポーツ協会
- 2 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第145号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立ひまわりの丘に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議第146号 指定管理者の指定について

[担当課：里川振興課]

清流長良川あゆパークに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 郡上市八幡町島谷228番地
郡上市
- 2 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議第147号 指定管理者の指定について

[担当課：都市公園課]

ぎふワールド・ローズガーデンに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 ぎふWRGマネジメントグループ
構成員
大垣市河間町3丁目55番地
イビデングリーンテック株式会社
可児市土田4567番地
株式会社日本ライン花木センター
大垣市和合本町1丁目364番地
グリーンワークス株式会社
- 2 指 定 の 期 間 令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

議第148号 当せん金付証券の発売について

[担当課：財政課]

令和5年度に発売する当せん金付証券の発売総額を190億円以内とする。

議第149号 中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金に係る障害者割引制度
の変更について

[担当課：道路建設課]

中日本高速道路株式会社が中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金に係る障害者割引制度を変更することについて協議に応ずる。

【変更の内容】

- 1 割引の対象となる自動車の範囲の拡大
（変更前）本人又はその親族等が所有する自家用車両に限定
（変更後）レンタカー、車検時の代車、タクシー等を追加
- 2 申請手続におけるオンライン申請の導入
（変更前）市町村の福祉担当窓口における申請に限定
（変更後）有料道路会社共同のオンライン申請窓口を追加